

補助金調書

補助金名	人権・同和問題施策推進活動団体補助金		担当課 (連絡先)	市民局人権部人権推進課 (TEL 711-4338)	
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	同和問題に係る当事者団体	区分	その他の補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 非公募	(公募の場合) 公募時期	-		
(公募の場合) 応募要件	-				
(非公募の場合) 非公募の理由	・補助事業である人権・同和問題啓発推進活動や人権のまちづくり館等における地域交流事業活動などを、本市と連携して一体的に実施することができる団体が限定されているため。				
補助開始年度	H24	年度	経過年数	3	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【補助金の目的】 福岡市の人権・同和行政の推進に寄与する活動を行う団体への補助</p> <p>【補助対象事業】 (1)人権・同和問題啓発推進活動 補助事業者が行う、人権・同和問題啓発活動、関係機関・団体が行う啓発活動に対する専門的助言・支援、及び本市の人権・同和問題啓発施策への専門的助言・支援等 (2)地域事業促進活動 補助事業者が行う、人権のまちづくり館等における地域交流、自立支援、教育活動及び人権啓発等の促進のための助言・支援、研修、連絡調整等 (3)補助事業の実施にかかる運営経費 補助事業者が上記(1)、(2)を行うために必要な運営経費</p>				
補助金の終期	H28	年度	延長回数	0	回
終期を延長する理由					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> その他	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 上記の補助対象事業(1)(2)については、人件費、事業費、事業を行ううえでの通信費、消耗品費等の事務費等を100%補助している。(3)については、補助事業を実施するうえでの事務所賃料、補助事業の実施に必要な事務機器に関わる費用として50%補助している。 なお、全ての補助対象事業で補助限度額あり。</p>			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	(1) 件	1 件	— 件	
	24,000 千円	(24,500) 千円	22,410 千円	— 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	<p>・人権・同和問題啓発活動、関係機関・団体が行う啓発活動に対する専門的助言・支援、及び本市の人権・同和問題啓発施策への専門的助言・支援 ・人権のまちづくり館等における地域交流、自立支援、教育活動及び人権啓発等の促進のための助言・支援、研修、連絡調整</p>				
補助金交付 による効果	<p>・同和問題については、市民意識や周辺地域との交流促進などに課題が残されている。その課題解決に向け、本市が実施している教育・啓発への取り組みや、人権のまちづくり館を拠点とした地域交流や人権啓発事業などの推進に寄与している。</p>				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。